

# 学則等

## ア 設置目的

(目的) 宮城県登米総合産業高等学校の福祉科を介護福祉士養成課程とし、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び福祉に関する専門教育を施し、地域社会に貢献し、地域社会を担う人材としての資質を養うことを目的とする。  
(介護福祉士養成課程に関する規程第1条)

## イ 名称

(名称) 宮城県登米総合産業高等学校福祉科という。  
(宮城県登米総合産業高等学校学則第2条)

## ウ 位置

(位置) 宮城県登米市中田町上沼字北桜場223番地1に置く。  
(宮城県登米総合産業高等学校学則第3条)

## エ 修業年限

(修業年限) 修業年限は3年とする。  
(宮城県登米総合産業高等学校学則第5条)

## オ 生徒定数, 学級数

(生徒定員) 介護福祉士養成課程の定員は1学年40人とする。  
(介護福祉士養成課程に関する規程第2条)

## カ 養成課程及び履修方法

(養成課程及び履修方法) 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第1号(別表第5)」に定める養成課程を置くこととする。

2 生徒は、本条第1項及び教務規程の定めるところにより、規定された科目を全て履修し、修得しなければならない。  
(介護福祉士養成課程に関する規程第3条)

(履修) 生徒は、学校が定めた教育課程に従い、各教科・科目等及び特別活動のすべてを履修しなければならない。  
(教務規程第18条)

(履修の認定) 教科・科目等において欠課時数が年間標準授業時数の1/3以内の場合に履修を認定する。ただし、欠課時数が超過した場合であっても、審議の上補充指導を行うことができる。

2 1科目を2カ年以上にわたって分割履修した場合は、年度ごとに単位履修の認定を行う。  
(教務規程第19条)

(単位の修得) 各教科・科目等の履修が認定され、その教科・科目等の成果が目標からみて満足できると認められる生徒に単位の修得を認める。

2 修得を認定された生徒に対する評価は40点(評定2)以上とする。  
(教務規程第21条)

(介護福祉士養成課程における科目, 介護実習等) 介護実習養成課程における科目については、学則に定める他に次に定めるところによる。

(1) 1日の介護実習の実習時間は、午前8時30分から午後5時30分(昼休み1時間を含む)とする。ただし、1日8時間及び3年間で養成課程の規定の実習時間が確保

できれば、実習施設の就業時間や実情に合わせて変更することができる。

- (2) 「介護実習」で授業時間（1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とする）の5分の4以上を出席し、評定が「2」以上、かつ、第3条で定めた他の科目が授業時間（1単位時間を50分とし、31.5回分の授業を1単位とする）の3分の2以上を出席し修得した場合、並びに卒業を認定した生徒に介護福祉士国家試験受験資格を認定する。介護福祉士養成課程修得者においては、介護福祉士国家試験受験資格を認定した事実を学籍簿に記載する。（介護福祉士養成課程に関する規程第5条）

## キ 学年、学期及び授業を行わない日

(学年) 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第6条)

(学期) 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 3月31日まで

(宮城県登米総合産業高等学校学則第7条)

(休業日、臨時授業及び臨時休業) 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月 1日から同月7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで

(7) 校長が特に必要と認めて定める日

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日

2 教育の実施上やむを得ない事情があるときは、校長は前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第8条)

## ク 入学時期 / ケ 入学資格 / コ 入学者の選考 / サ 入学手続

(入学の時期) 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格) 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(宮城県登米総合産業高等学校学則第9条)

(入学許可) 入学は校長が許可する。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第10条)

(出願手続) 入学を志願する者は、入学願書を校長に提出しなければならない。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第11条)

(入学者の選考) 入学志願者の選抜については、宮城県教育委員会が定める県立高等学校

入学者選抜方針及び選抜要項により行う。

(入学手続) 入学を許可された者は、保護者又は保証人と連署した誓約書及び戸籍抄本又は住民票の写しを校長に提出しなければならない。

2 保護者又は保証人に変更があったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

3 保護者又は保証人が転籍、転居、氏名変更等をしたときは、速やかに校長に届け出なければならない。  
(宮城県登米総合産業高等学校学則第 12 条)

## シ 退学、休学、復学、卒業

(退学、転学) 生徒は、退学又は転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明記し、保護者又は保証人と連署して校長に願い出て許可を受けなければならない。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第 13 条)

(転入学及び編入学) 本校に転入学又は編入学を志望する者があるときは、校長は教育上支障がない場合には、転入学又は編入学を許可することができる。

2 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に転入学を許可される者は、(入学資格)に規定する資格を有し、校長が別に定める要件を満たしていると認められた者とする。

3 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に編入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第 14 条)

(留学) 生徒は、留学しようとするときは、保護者又は保証人と連署して校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 留学に関する事項は、別に定める。  
(宮城県登米総合産業高等学校学則第 15 条)

(休学) 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き 3 月以上出席し難いときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者又は保証人と連署して校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、1 年以内とする。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第 16 条)

(復校) 校長は、願い出て退学した生徒が、退学後 1 か年以内において復校を願い出たときは、教育上支障がなく正当な事由があると認めた場合、これを許可することができる。  
(宮城県登米総合産業高等学校学則第 17 条)

(復学) 休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者又は保証人と連署して校長に願い出て許可を受けなければならない。  
(宮城県登米総合産業高等学校学則第 18 条)

(卒業認定の基準) 次の基準を満たした生徒について卒業を認める。

(1) 全ての教科・科目等の履修が認定されていること。

(2) 出席すべき日数の 2 / 3 以上の出席をしていること。

(3) 特別活動において、LHR の欠席が年間標準授業時数の 1 / 3 以内であること。

(4) 未修得単位数が累計で 8 単位以内であること。

(教務規程第 25 条)

(卒業) 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた生徒には、卒業証書を授与する。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第 24 条)

## ス 成績考査

(考査期日) 定期考査は、第1回考査 6月、第2回考査 9月、第3回考査 11月又は12月、第4回考査 2月に実施する。  
(教務規程第7条)

(考査科目) 考査は、当該学年の全履修科目で実施する。ただし、実技・実習を主とする科目については、実施しないことができる。  
(教務規程第8条)

(評定の基準) 評定は、5段階で表示し、100点法の評価からの換算は概ね次の基準による。  
(教務規程第17条)

学年の評点	～39	40～49	50～69	70～79	80～
評定	1	2	3	4	5

## セ 入学検定料，入学科，授業料及び実習費等

(授業料，入学者選拔手数料，入学金等) 授業料，入学者選拔手数料及び入学金の額並びに徴収方法については、県立学校条例の定めるところによる。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第27条)

(介護福祉士養成課程における科目，介護実習等) 本規定に係る介護実習費は、各年度に各実習施設と見積り合わせの上決定し、県の委託業務で支出する。

(介護福祉士養成課程に関する規程第5条)

## ソ 教職員の組織

※別添「学校要覧」参照

## タ 賞罰

(褒賞) 校長は、他の模範となるような生徒に対しては褒賞することができる。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第28条)

(懲戒) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。ただし、退学，停学，訓告の処分は、校長が行う。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

3 第1項の懲戒を加えるに当たっては、生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

(宮城県登米総合産業高等学校学則第29条)